

(別紙2)

令和5年11月22日

総務大臣  
鈴木 淳 司 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和5年9月19日付け諮問第3171号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり諮問された省令案等に修正を加えた上で改正することが適当と認められる。
  - ・ 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）の一部改正案のうち第5条の改定規定について、別紙1のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙2のとおりである。

以上

○第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を含む当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。ただし、移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者にあつては、別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を作成しないことができる。</p>	<p>（個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）</p> <p>第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。</p>

## 電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する意見等及びそれに対する考え方

〔 意見募集期間:令和5年9月20日(水)～同年10月19日(木)(案件番号:145210162)  
再意見募集期間:令和5年10月26日(木)～同年11月8日(水)(案件番号:145210189) 〕

## 意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 7件 (いずれも法人等)

再意見提出者 6件 (いずれも法人等)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

※意見及び再意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	株式会社NTTドコモ	ソフトバンク株式会社
2	Wireless City Planning株式会社	Wireless City Planning株式会社
3	ソフトバンク株式会社	KDDI株式会社
4	西日本電信電話株式会社	UQコミュニケーションズ株式会社
5	東日本電信電話株式会社	東日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社	西日本電信電話株式会社
7	UQコミュニケーションズ株式会社	-

第一種指定電気通信設備の接続料における適正利潤の算定方法の見直し

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <math>\beta</math> 値について接続料の算定等に関する研究会(以下「研究会」という。)第七次報告書(案)に対する意見募集において示された考え方とおり、第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクについては、継続的に議論すべき。</li> <li>● 以下の観点から、固定通信事業のリスクは低いと考えられるため、NTT持株の<math>\beta</math> 値よりも低い値が採用されることが妥当であり、その旨規定すべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に安定的な投資回収時期に入っており、また、今次需要予測でも総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること</li> <li>・ 英国の事例を踏まえると、メタル・光をアクセス設備として利用する各種サービスは我が国市場で広く普及しているサービスであり、NTT 持株の<math>\beta</math> よりも低いと考えられること</li> </ul> </li> <li>● 固定通信分野の接続料算定に用いる<math>\beta</math> 値は、NTT持株の<math>\beta</math> 値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられる<math>\beta</math> 値よりも低い値を採用すべき。</li> </ul>	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見等のとおり、報酬額の多寡が加入光ファイバ接続料水準に大きな影響を与えているため、報酬額の算定の在り方に関して、今後も継続的に議論を深めていく必要。</li> <li>● 令和5年度の接続料の改定等に用いた<math>\beta</math> 値については、当審議会より「不適當ではない」との考え方が示されており、研究会第七次報告書の整理以降、特段の状況変化が認められないことから、現時点では見直す必要はない。</li> <li>● なお、次の状況から固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロードバンドサービス市場においてモバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続していること</li> <li>・ 固定通信の需要は一巡し、5Gやホームルータの浸透等による需要の移行が見込まれ、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまで以上に高まっていること</li> </ul> また、諸外国の主要キャリアでは事業の多角化が進んでおり、国内の固定通信事業との違いは大きい。 </li> </ul>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 第一種指定電気通信設備の接続料算定で用いられるCAPM的手法における<math>\beta</math> 値の適正な値の検討において、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」という。)第7次報告</p>	<p>○左記意見<small>(注:ソフトバンク株式会社意見1点目)</small>、また、接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書の意見募集において弊社より提示した意見のとおり、報酬額の多寡がNTT東西殿の加入光フ</p>	<p>○ 意見及び再意見については、将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等で当審議会が示した考え方(※)のとおり、「新た</p>	<p>無</p>

<p>書の意見募集において、「NTT持株の<math>\beta</math>からどのように第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについて直ちに結論を得ることはできないと整理されたと承知していますが、この点について新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しに関する検討を行うことが適当」と総務省殿の考え方が示されており、第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクについては、継続的に議論をしていくべきと考えます。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクに関しては、研究会第7次報告書及び将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等に関する意見募集の際に当社から意見したとおり、以下の観点から固定通信事業リスクは低いと考えられるため、日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT持株殿」という。)の<math>\beta</math>値よりも低い値が採用されることが妥当であり、その旨規定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FTTHサービスの契約数は2022年度第4四半期時点で3,807万契約(うち東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)の契約数は約2,356万契約)*1に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること。</li> </ul>	<p>ファイバ接続料水準に大きな影響を与えていることから、適切な報酬額の算定の在り方に関して、今後も継続的に議論を深めていくことが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 接続料の算定に用いる<math>\beta</math>値については、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」という。)における議論を踏まえて「0.566」を採用し、2023年度以降に適用する加入光ファイバ等に係る接続料の認可申請を行ったところ、情報通信行政・郵政行政審議会より「不相当ではない」との考え方が示されています。また、研究会第7次報告書において「今回得られた再算定結果については、固定通信事業をめぐるとの状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維持することが適当である。」と整理されているところ、その後特段の状況変化が認められないことから、現時点では見直す必要はないものと考えます。</p> <p>○ なお、第70回研究会で当社が示した通り、以下の状況から固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブロードバンドサービス市場においては、モバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続。</li> <li>・ 固定通信の需要はすでに一巡し、直近ではFTTHの純増数が大きく低下していることに</li> </ul>	<p>な考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しの検討を行うことが適当」と考えます。</p> <p>(※)「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和5年情郵審第31号)考え方8)</p>
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的に先行投資又は固定費が占める割合が高いとより高い営業レバレッジが得られる一方、事業リスクに晒される可能性も高くなると考えられますが、固定通信事業における光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約30年間継続利用ができるのに対し、モバイル事業は10年周期で新たな規格に対応した基地局を再構築する必要があり継続的に多額の投資が発生することや、モバイル事業における競争環境も激しいことから、むしろモバイル事業は固定通信事業よりも事業リスクは高いと考えられること。</li> <li>・ 第70回研究会(令和5年3月30日)の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載したとおり、海外事例として、英国の Office of Communications では British Telecommunications plc(以下、「BT 社」という。)の <math>\beta</math> について、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス(Openreach)に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。VodafoneやTalkTalkなどの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーはBT社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT社における最もリスクが低いOpenreachの <math>\beta</math> は英国通信プロバイダーの適用 <math>\beta</math> よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用</li> </ul>	<p>加え、今後は5G等の普及やホームルータの浸透等により、更にモバイル通信への需要の移行が見込まれ、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまで以上に高まっている。</p> <p>○ また、諸外国の主要キャリアについては、モバイル事業や上位レイヤー、放送も含めて、事業の多角化が大きく進んでおり、政治経済の情勢も各国でかなり異なってきたことを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		
--	--	--	--

<p><math>\beta</math>を上回る可能性は低いことから、BT社全体の<math>\beta</math>値やVodafoneやTalkTalk等の移動通信事業者の<math>\beta</math>よりも低い値としています*<sup>2</sup>。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス(後者はFTTHのみならずモバイルサービスを含む)は市場に広く普及しているサービスであり、BT社における最もリスクが低い分類(Openreach)に該当すると考えられることから、NTT持株殿の<math>\beta</math>よりも低い値になると考えられること。</p> <p>○ 以上より、固定通信事業の算定で用いられるCAPM的手法における<math>\beta</math>値については、NTT持株会社殿の<math>\beta</math>値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられる<math>\beta</math>値よりも低い値を採用するべきと考えます。</p> <p>*<sup>1</sup> 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和4年度第4四半期(3月末))の数字を参照</p> <p>*<sup>2</sup> Office of Communications の以下文書を参照  Promoting investment and competition in fibre networks:  Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26  Annexes 1-26 A21.  Cost of capital for the relevant services  (ソフトバンク株式会社)</p>			
--	--	--	--

第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式等の見直し

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 様式追加により総務省において検証を行うことに異存ない。</li> <li>● 研究会第七次報告書において、一部MNOの採用する算出プロセスに改善の余地があると指摘されていることを踏まえれば、届出接続料の検証に加え、総務省は、令和4年度接続会計の適正性についても速やかに検証を行い、必要に応じて、一部MNOは令和5年度中に実施する接続料算定において、資産及び費用の再整理を行うべき。</li> </ul>	<p>再意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社の接続会計は二種接続会計規則の基準に準じており、意見提出者の指摘は当たらない。令和4年度接続会計は監査法人への確認等の手続きが完了し、総務省に届出済みであるため、令和5年度中に実施する接続料算定に際して、当該会計の検証や資産及び費用の再整理を行うことは現実的ではない。</li> <li>● 二種接続会計における役務間の費用配賦等については、見直しの適用時期等を含めて、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループで議論されるものと理解。見直しには会計整理方法の変更を伴うことから、必要なシステム対応等について十分な準備期間を設ける必要。</li> </ul>	<p>考え方2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 接続料の適正性向上の観点から、各社の固定資産額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましいとされており、様式追加により総務省において検証を行っていただくことに異存ございません。</li> <li>○ 他方、第七次報告書において、一部 MNO の採用する算出プロセスに改善の余地があると指摘されていることを踏まえれば、総務省は、毎年度の届出接続料検証に加え、2022 事業年度の接続会計の適正性についても速やかに検証を行い、必要に応じて、一部 MNO は 2023 年度中に実施する接続料算定において、資産及び費用の再整理を行うべきと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当社の接続会計は第二種指定電気通信設備接続会計規則第8条の基準に準じていることから、株式会社NTTドコモ殿のご指摘には当たらないものと認識しています。</li> <li>○ なお、2022事業年度の接続会計は監査法人への確認等、必要な手続きが完了していること及び総務省殿に届出済みであることから、2023年度中に実施する接続料算定に際して、当該会計の検証や資産及び費用の再整理を行うことは現実的ではないと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</li> <li>○ 第二種指定電気通信設備接続会計における音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見については、様式追加に関する賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 令和4年度接続会計の取扱い等に係る意見及び再意見については、モバイル接続料の費用配賦の見直しについては、接続会計及び接続料算定への適用スケジュールを含め、接続料の算定等に関する研究会のモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて検討が行われていると承知しています。</li> </ul>	<p>無</p>

<p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<p>賦等については、現在「モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ」の開催が予定されており、見直しの適用時期等含めて、当該ワーキンググループで議論されるものと理解しております。</p> <p>○ なお、当該費用配賦の見直しにおいては、会計整理方法の変更を伴うことから、新たな費用配賦基準に基づいて接続会計を整理するために必要なシステム対応等について十分な準備期間を設ける必要があると考えます。</p> <p>○ また、準備期間の必要性については、接続料の算定等に関する研究会にて、他事業者様からも同様の意見提示があったものと理解しております。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ なお、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、見直しについては、可能な範囲で速やかに適用されることが適当と考えます。</p>	
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二種接続会計規則別表第5の様式追加に関し、Wireless City Planning株式会社の固定資産及び費用は全てデータ伝送役務に直課しており、接続会計報告書によりその事実が確認可能。公表済の情報から確認可能な情報を改めて様式で報告することは負担になるため、同社において、様式追加に伴う報告は不要。</li> <li>● 二種接続会計規則第5条又は別表第5に、音声伝送役務又はデータ伝送役務のどちらか一方のみ提供しており、その事実が接続会計報告書で確認できる場合は作成不要である旨を規定することを要望。</li> </ul>	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 賛同意見(1者)</li> </ul>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 第二種指定電気通信設備接続会計規則別</p>	<p>○ Wireless City Planning殿と同様、弊社は、電</p>	<p>○ 御意見のとおり、移動電気通信</p>	<p>有</p>

<p>表第五の様式追加に関し、当社は電気通信役務に係る固定資産及び費用は全てデータ伝送役務に直課しており、その事実は公表している接続会計報告書における役務別固定資産帰属明細表、及び移動電気通信役務収支表にて総務省殿において確認可能であること、また、公表済の情報から確認可能な情報を改めて様式で報告することは当社の負担に繋がることから、当社において第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五の様式追加に伴う報告は不要と考えます。</p> <p>○ つきましては、第二種指定電気通信設備接続会計規則第五条又は第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五に「音声またはデータ伝送役務のどちらか一方のみ提供しており、その事実が接続会計報告書で確認できる場合は作成不要」の旨を規定いただくことを要望します。</p> <p>(Wireless City Planning株式会社)</p>	<p>気通信役務に係る固定資産および費用はすべてデータ伝送役務に直課しておりますが、左記意見のとおり、単一の移動電気通信役務を提供している二種指定事業者においては、接続会計報告書及び配賦整理書等にてその事実が確認可能であると考えます。このことから、別表第五の追加様式による回答は不要であり、当該事業者においては報告を要しない旨の規定を追加いただきたいと考えます。</p> <p>(UQコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する電気通信事業者については、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかに全ての固定資産及び営業費用が直課されることが明らかであると考えます。</p> <p>○ そのため、原案に次の規定を加える修正を行うことが適切と考えます。</p> <p>【二種接続会計規則】  (個別注記表、役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)  第5条 (略)ただし、移動電気通信役務のうち、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかのみを提供する事業者にあつては、別表第五による役務別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役務費用整理表を作成しないことができる。</p>	
<p>意見4</p> <p>● 全国BWA事業者のように単一の移動電気通信役務を提供している二種指定設備設置事業者においては、追加様式の提出を要しないこととし、その旨を注記として追加することを要望。</p>	<p>再意見4</p> <p>● 賛同意見(1者)</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 第二種指定電気通信設備の接続料算定にお</p>	<p>○ 当社意見のとおり、電気通信役務に係る固</p>	<p>○ 考え方3のとおりです。</p>	<p>有</p>

<p>ける二種接続会計規則の改正については、複数の移動電気通信役務を提供している場合の適切な配賦及び役務別計上を目的として接続料の算定等に関する研究会にて議論されたものと考えます。</p> <p>○ そのため、全国BWA事業者のように単一の移動電気通信役務を提供している二種指定事業者においては、追加様式の提出を要しないこととし、その旨を注記として追加いただきたいと考えます。</p> <p>(UQコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>定資産及び費用は全てデータ伝送役務に直課していること及びその事実は総務省殿において確認可能であることから、第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第五の様式追加に伴う報告は不要とするUQコミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>(Wireless City Planning株式会社)</p>		
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式の追加に加え、詳細なデータ等の任意の報告も求められ、その量は増加の一途。二種指定設備設置事業者の負担増となっている。</li> <li>● 今後、各様式及び項目について、目的に対して有効な内容であるか、どれほどの効果が得られているか、認可制である第一種指定電気通信設備制度と比して過度でないか等を改めて検証し、効果の低い又は過度な項目は、廃止又は簡素化について議論することを要望。</li> <li>● 特に、将来原価接続料算定に係る様式について見直しを検討すべき。</li> </ul>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 昨今、第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式追加に加え、更に様式にはない詳細なデータ等の任意での報告も求められ、その量は増加の一途をたどっています。具体</p>		<p>○ 今般の電気通信事業法施行規則の様式に係る改正は、接続料の算定根拠として、将来原価方式による接続料算定に必要な原</p>	<p>無</p>

<p>的には直近3年間の第二種指定電気通信設備の接続料算定に係る様式だけでも10を超える項目の追加・変更がなされ、第二種指定電気通信設備設置事業者の負担増となっています。</p> <p>○ つきましては、今後、各様式及び項目において、報告の目的に対して、報告データが分析や検証に資する有効な内容であるか、分析によりどれほどの効果が得られているか、及び認可制である第一種指定電気通信設備設置事業者と比して過度な報告内容となっていないか等を改めて検証し、効果の低いあるいは過度な項目に関しては報告項目の廃止又は簡素化について議論いただくことを要望します。</p> <p>○ 特に、第二種指定電気通信設備の将来原価接続料算定に係る様式については、</p> <p>① 第一種指定電気通信設備の将来原価接続料は数年に一度複数年度の予測値を設定する一方、第二種指定電気通信設備の将来原価接続料は毎年複数年度の予測値を設定することに加え、予測値設定における「基礎的なものの具体的な値」や、予測値と予測値の乖離の要因、予測値と実績値の乖離の要因等、第一種指定電気通信設備の将来原価接続料認可申請時には求められず、開示もされない粒度での詳細な項目の報告も求められることは、認可制である第一種指定電気通信設備設置事業者と比して明らかに過剰であること</p> <p>② 将来原価方式により算定を実施するデー</p>		<p>価、利潤及び需要の予測値の精緻化のため必要な記載を求めているものであり、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を適切に実施するために必要なデータについては、今後も引き続き提出を求めていくことが適切と考えます。</p> <p>○ 今後の様式及び項目の廃止及び簡素化に係る御意見については、引き続き総務省において接続料の算定根拠の検証を実施し、接続料算定の精緻化や適正性の更なる向上について検討を行う際に参考とすることが適切と考えます。</p>
--	--	---

<p>タ伝送交換機能の接続料は既に大幅に低廉化し、更に低廉化傾向も継続している中、予測値と実績値、予測値と実績値の乖離が発生したとしても、その乖離が与えるMVNO殿の予見性確保への影響は極めて限定的と考えられること</p> <p>から、以下の見直しを検討すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 様式第17の4の2における「基礎的なものの具体的な値」の項目自体を廃止する、又は増減要因の見込みに関する補足説明の割愛を許容する</li><li>・ 研究会第6次報告書において、MVNOに対し積極的に乖離が生じた理由の通知を求められていることも踏まえ、様式第17の4の9における「乖離が生じた理由」の項目自体を廃止する</li></ul> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>			
--	--	--	--

固定電話網のIP網への移行等を踏まえた法定機能等の見直し

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務省の検証によりメタルIP通話卸の適正性等の確保について一定の確認ができたため、優先接続機能の廃止に異論ない。</li> <li>● メタルIP通話卸には接続による代替性がないため、適正かつ公平な卸料金・提供条件の検証を継続する必要がある、今後は「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に沿った検証を行うべき。</li> <li>● メタルIP通話卸では光回線における通話サービス提供ができない一方で、NTT東日本・西日本においては、一部エリアにおいて、メタル回線の老朽化、故障等により光回線電話への切替えを進めており、光回線電話に切り替えた場合、接続事業者は顧客基盤を失うこととなる。現時点でNTT東日本・西日本より光回線電話の提供条件が明確に示されておらず、回線数規模や今後の計画等が把握できない中、利用者料金面でも、接続事業者が光回線電話と同等のサービスを提供することは困難。</li> <li>● 光回線電話が接続事業者の認識できない状況下で拡大していくことは公正競争の観点から懸念があるため、NTT東日本・西日本は             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 光回線電話の提供条件、回線数及び今後の切替計画と切替回線数</li> <li>② メタル回線の撤去計画</li> </ol>             について明確にすべき。           </li> </ul>	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「接続」としてマイラインを継続する案も含めて議論を行った結果、メタルIP通話卸をマイラインの代替とする旨を関係事業者間で合意した上で、提供条件についても合意されている。また、今般、総務省による検証が行われた。こうした経緯を踏まえると、卸料金の大幅な値上げ等の特段の状況変化がない限り、当該ガイドラインに沿った検証を行う必要はない。</li> <li>● メタルサービスの維持限界に向けた移行計画等は現時点では未定。光回線電話の導入は、今後もコスト効率化を進めていく観点から必要であると考えており、意見を踏まえ、情報等の開示について検討する考え。</li> <li>● 音声市場では、メタルサービスの代替サービスとして、モバイルを活用したものを始めとする様々なサービスがメタルサービスと同等以下の料金かつOAB-J番号も利用できる形態で、現に全国で広く提供されていること等に鑑みれば、「4年前ルール」にメタル回線を用いた音声サービスを追加する必要はない。</li> <li>● 当社としては、ユーザの円滑な移行に係る要望を伺いながら、今後のメタル回線の扱い等について検討する考え。</li> </ul>	<p>考え方6</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特にメタル回線の撤去計画については、メタル回線が2035年に維持限界を迎えると見込まれるところ、メタル回線の廃止は接続事業者の事業計画にも多大な影響があることから、NTT東日本・西日本において速やかに情報提供がされるべき。</li> <li>● メタル回線の撤去については、「4年前ルール」が規定され、撤去時には光回線を用いたDSLサービスの代替サービスの提供を可能とするとされ、4年前周知の例外として、DSLサービスに係る代替サービスを既に提供可能としている場合が規定。接続事業者において代替サービスが提供可能かについては、光回線の有無だけではなく、付随する音声・データサービスも含め、回線撤去前と料金・品質面で同等のサービスを提供可能かの観点で判断すべきであり、接続約款でその旨規定すべき。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省殿の検証によりマイラインサービス（以下「マイライン」という。）の代替サービスとされる、メタルIP電話の通話サービス卸（以下「通話サービス卸」という。）の適正性、透明性、公平性の確保について一定の確認ができたため、マイラインの実現機能である優先接続機能の廃止を行うことについては異論ありません。</li> <li>○ しかしながら、マイライン廃止後は通話サービス卸に関して接続による代替性はない（00XY選択中継は利用者が00XYをダイヤルするため代替性はない）ため、通話サービス卸の適正かつ公平な提供料金（卸料金）及び提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通話サービス卸は、「接続」としてマイラインを継続する案も含め、事業者間で議論を行った結果、実現のために多額の追加コストを要すると見込まれた「接続」ではなく、比較的 low コストで実現可能と見込まれた「通話サービス卸」をマイラインの代替機能とする旨を関係事業者間で合意した上で、当社が提示した提供条件でもって、ご利用いただくことが事業者間で合意されているものと認識しています。</li> <li>○ 加えて、今般の優先接続機能の削除にあたり、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性・適正性・公平性を確保することが課題として認識されたことを踏まえ、総務省</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見については、優先接続機能の廃止について賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ その他の意見及び再意見については、総務省において今後検討することが適当と考えます。</li> <li>○ この点、当審議会としては、現段階においては、メタルIP電話通話卸の卸先事業者から適正性確保を求める意見が相当数寄せられているような状況にはないと承知しており、また、メタルIP通話卸が「固定電話網の円滑な移行の</li> </ul>	<p>無</p>

<p>条件について、今回の検証のみで終わらせることなく継続して維持していく必要があります。そのために、今後は「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に沿った検証を行うべきと考えます。</p> <p>○ また、提供可能な電話回線種別について、現状、通話サービス卸ではマイライン同様にメタル回線における提供のみとなり光回線における提供はできませんが、NTT東西殿では一部メタル回線提供エリアにおいて、提供メタル回線の老朽化、故障等により特定地域向け音声利用IP通信網サービス(以下「光回線電話」という。)への切替えを進めています。光回線電話に切替えた場合、接続事業者は利用者とのマイライン契約が無くなり顧客基盤(タッチポイント)を失うこととなります。加えて、現時点でNTT東西殿より光回線電話の提供条件が明確に示されたものはなく、接続事業者はNTT東西殿が実施している光回線電話の回線数規模や今後の切替計画と切替回線数の把握ができておりません。利用者料金面においても、接続事業者がNTT東西殿からアクセス回線提供を受け光回線電話と同等のサービスを提供することは困難です。</p> <p>○ 上記を踏まえると、光回線電話が接続事業者の認識できない状況下で拡大していくことは公正競争の観点から懸念があるため、NTT東西殿は以下について明確にすべきと考えます。</p> <p>① 光回線電話の提供条件、回線数及び</p>	<p>殿による検証が行われ、「マイライン廃止時点(令和6年1月)においては、メタルIP通話卸によってマイライン代替サービスの提供が現実的と認められる」とする整理が図られたものと理解しています。</p> <p>○ こうした経緯を踏まえると、卸料金の大幅な値上げ等、特段の状況変化がない限り、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に沿った検証を行う必要は無いと考えます。</p> <p>○ ソフトバンク殿のご指摘のとおり、光回線電話については、固定電話の提供にあたり、メタルケーブルを敷設して提供するよりも、光ファイバを敷設して提供の方が経済的である場合や、メタル設備を維持することが著しく不経済である場合に提供することとしています。</p> <p>○ なお、メタルサービスの維持限界に向けた移行計画等は、現時点では未定です。また、光回線電話の導入は、今後もコスト効率化を進めていく観点から必要であると考えており、いただいたご意見を踏まえ、光回線電話の実績回線数に係る情報等の開示について検討させていただきます。</p> <p>○ 音声市場においては、メタル回線を用いた音声サービスの代替サービスとして、モバイルを活用した音声サービス(ソフトバンク殿が提供される「おうちのでんわ」を含む)を始めとする様々な音声サービスが、メタル回線を用いた音声サービスと同等以下の料金、かつ、OAB～J番号も利用できる形態で、現に全国で広く提供</p>	<p>在り方 二次答申」(平成29年9月27日情報通信審議会答申。以下「平成29年答申」という。)の考え方を踏まえ、顧客基盤(タッチポイント)を確保するなどの観点から提供されているものであるという経緯を踏まえても、現段階において直ちに検証の対象とすべき状況にはないと考えます。</p> <p>○ しかしながら、意見後段で指摘されているとおり、一部地域において光回線電話の導入に伴い、NTT東日本・西日本によってメタル回線の再敷設が行われていない現状にあるところ、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために重要であり続けることも踏まえ、総務省においては、今後のメタル回線の在り方等を踏まえた検討が、必要に応じて行われることが適切と考えます。</p> <p>○ また、いわゆる「4年前ルール」が直収電話に利用されるメタル回線にも適用されているのは、平成29年答申を踏まえ、事業者の事業判断を促す観点等から、接続による直収電話を提供する事業者やその利用者の予見性を高めるためであると承知しており、当</p>
--	--	---

<p>今後の切替計画と切替回線数</p> <p>② メタル回線の撤去計画の提示</p> <p>○ 特に②については、メタル回線が2035年に維持限界を迎えることが見込まれていますが、当該期限までの段階的な廃止計画は示されていません。メタル回線の廃止は接続事業者の事業計画にも多大な影響があることから、NTT東西殿において速やかに情報提供がされるべきと考えます。</p> <p>○ 加えて、メタル回線の撤去については、NTT東西殿の「電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(以下、「接続約款」という。)の第61条第3項にて、接続事業者への周知について定められているところ、以下の観点から議論が必要と考えます。</p> <p>○ 現状NTT東西殿の接続約款第61条第3項において、端末回線伝送路設備を撤去するときは、撤去開始の原則4年前までにその情報を協定事業者提供するもの(以下、「4年前周知」という。)とし、NTT東西殿がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方式のものに限る。)を使用した新たな代替サービス等(以下、「代替サービス」という。)を協定事業者が即座に提供することを可能とする旨規定されています。また、4年前周知の例外が適用される一つのケースとして</p>	<p>されていること等に鑑みれば、接続約款第61条第3項の対象として、メタル回線を用いた音声サービスを追加する必要はないものと考えます。</p> <p>○ なお、当社としては、ユーザの円滑な移行に係る事業者様のご要望をお伺いしながら、今後のメタル回線の扱い等について検討させていただく考えです。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>	<p>該ルールにおける「代替サービス」の考え方については、その趣旨を踏まえ、NTT東日本・西日本において接続事業者と十分協議した上で適切に運用・対応する必要があると考えます。</p> <p>○ その上で、同様に、予見可能性を確保する趣旨から、「光回線電話」の提供に関しては、メタル回線に係るNTT東日本・西日本の設備効率化の取組を抑止することとならないよう留意しつつ、今後の具体的な提供規模の予見に資する情報等について、適切な情報開示が行われることが適当と考えます。</p>
--	--	---

<p>は、「代替サービスを協定事業者が即座に提供することを可能としている場合であって、1年以上前に端末回線伝送路設備の撤去に関する情報を協定事業者提供している場合」が規定されています。</p> <p>○ メタル回線の撤去は、接続事業者において当該利用者へのサービス提供可否にも関わるものであることから、例外規定における「代替サービス」が提供可能かについては、メタル回線に替わる光回線の有無のみではなく、付随する音声/データサービスも含め、回線撤去前と料金・品質面で接続事業者が同等のサービスを提供可能かの観点で判断すべきであり、NTT東西殿の接続約款にてその旨規定すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>			
<p>意見7</p> <p>● メタルIP通話卸の提供条件について、総務省において検証が行われ、結果が公表されたことは適当。</p>	再意見7	考え方7	
<p>○ 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」二次答申(平成29年9月27日)の考え方を踏まえ、今般、メタルIP電話の通話サービス卸の提供条件について、他事業者による安定的な利用を可能とするための透明性・適正性・公平性の観点から、マイライン代替サービスの提供が現実的と認められるか総務省において検証が行われ、検証結果が公表されたことは適当と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		○ 賛同の御意見として承ります。	無

<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本改正案に賛同。</li> <li>● 今後も、需要縮小等に起因し、長期間にわたって接続事業者の利用がなく、将来的にも利用意向がないことを確認できた機能は、法定機能から削除することを要望。</li> </ul>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本改正案に賛同致します。</li> <li>○ 今後もこれらの機能と同様に、需要縮小等の状況変化等に起因し、長期間にわたって接続事業者様のご利用がなく、将来的にも利用意向がないことを確認できた機能については、法定機能から削除いただきたいと思います。 (東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ 法定機能については、それぞれ審議会等での十分な議論を踏まえアンバンドルされたものであり、総務省においてその解除を検討する際には、アンバンドルまでの議論の経緯やその後の利用動向・今後の利用見込み等を勘案し、アンバンドルの意義が失われたと考えられる場合には解除することとすべきと考えます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準的接続箇所の削除に賛同。</li> <li>● FTTRの利用のための情報開示手続も不要になるので、情報開示告示からの当該手続の削除の検討を要望。</li> </ul>	<p>再意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指摘されている手続は、FTTRの利用のためだけでなく、柱上でコロケーションを行う場合にも有益な情報として追加されたと理解。FTTRの廃止に伴い削除されるべきものではなく、柱上コロケーションが制度上存続する限りは情報の開示を継続すべき。</li> </ul>	<p>考え方9</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本改正案に賛同致します。</li> <li>○ 本改正案によって、接続事業者がドライカッパのサブアンバンドルを利用するための「き線点や下部回線に係る情報の開示手続き」も不要となると考えます。(なお、当該手続きについ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成十三年総務省告示第三百九十五号(電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件)(以下、「一種情報開示告示」といいます。)第二条第三号に規定されるイ～ニの情報(以下、「き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見のあった情報開示告示の規定については、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情報通信審議会答申)を</li> </ul>	<p>無</p>

<p>て平成 23 年度末以降、接続事業者の利用実績はありません。)つきましては、情報開示告示から削除いただくことも合わせてご検討いただきたいと考えます。(該当箇所は、以下のとおりです)</p> <p>【一種情報開示告示】 ※該当箇所:太字下線</p> <p>電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十三条の四第三項の規定に基づき、他事業者が接続の請求に際して必要な情報の開示に関する事項及び他事業者が接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報の開示に関する事項について、次のように告示する。</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 施行規則第二十三条の四第二項第二号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 電柱の詳細状況に関する次の情報</p> <p><u>イ き線点の位置情報(き線点の位置座標及び電柱番号並びに当該き線点のカバーエリア)</u></p> <p><u>ロ 収容局からき線点までの電気信号用の伝送路設備に係る換算線路長</u></p> <p><u>ハ き線点における電気信号用の伝送路設備に係る端子かん内の空き場所の有無</u></p> <p><u>ニ 他事業者が接続に必要な装置を設置するために利用する電柱が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の所有に係る電柱又はそれ以外の者の所有に係る電柱であるかの別を判別できない場合における当該別</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>	<p>線点や下部回線に係る情報」といいます。)は接続事業者がドライカッパのサブアンバンドルを利用するためのみに活用される情報ではなく、接続事業者が柱上でコロケーションを行う場合に有益な情報として、2007年に一種情報開示告示に追加されたものと理解しています。</p> <p>○ したがいまして、ドライカッパのサブアンバンドルが廃止されたことをもって削除されるべき性質のものではなく、柱上コロケーションが制度上存続する限りは、「一種情報開示告示」の第二条第三号に規定される「き線点や下部回線に係る情報」の開示を継続すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>踏まえて、FTTRに係るものを含め、電柱におけるコロケーションを行うために必要な情報の開示を受けるための手続として整備されたものと承知しています。</p> <p>○ 本規定については、意見において指摘されているとおり、接続事業者による利用実績が直近ないことも勘案し、総務省においてその必要性を踏まえて改正の要否を検討することが適切と考えます。</p>
意見10	再意見10	考え方10

<p>● 優先接続機能について、固定電話発のIP網への移行に合わせて廃止されることに異論はないが、施行日までにIP網への移行が間に合わない可能性も否定しきれないため、余裕を持った施行日とする等のほか、間に合わない場合は施行日を変更することも事前に想定すべき。</p>			
<p>○ 前述<sup>(注:意見6)</sup>のとおり優先接続機能について、令和6年1月以降に予定されているNTT東西殿の固定電話(加入電話・INSネット)発のIP網への移行に合わせて廃止されることに異論はありません。</p> <p>○ しかしながら、規模が大きいNTT東西殿の固定電話発に関するIP網への移行途中に想定し得ないトラブルが発生しその対処に時間を要した場合、優先接続機能の廃止に関する施行日である令和6年3月1日までにIP網への移行が間に合わない可能性も否定しきれません。その場合、利用者は現状と同じSTM-POIを経由した通話を継続することとなる一方で、マイラインが利用できず不利益が生じることとなります。</p> <p>○ このため優先接続機能の廃止の施行日については、余裕を持った日程とするなどのほか、間に合わない場合は施行日を変更することも事前に想定しておくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		<p>○ まずは、NTT東日本・西日本及び関係事業者において、令和6年1月に迫ったメタルIP電話へのサービス移行に向けて、移行工程を着実かつ遅滞なく進めていくことが重要と考えます。</p> <p>○ しかしながら、万が一、その予定の遅延が生じるおそれが高まった場合には、NTT東日本・西日本及び関係事業者において、リカバリのためのプランを策定した上で、総務省においても制度上必要な対応を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づく規定の見直し

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見11</p> <p>● 接続会計報告書等の公表方法等の見直しに賛同。NTT東日本・西日本においては、接続会計報告書等以外にも、基礎的電気通信役務収支表及び電気通信事業会計の財務諸表について、インターネットでの公表に加えて営業所等に備え置いているが、その義務の廃止を要望。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ 本改正案に賛同いたします。</p> <p>○ 本改正案において、接続会計報告書等については、直近の数年で閲覧に関係する問い合わせがないことを踏まえ、営業所に備え置く義務が廃止され、インターネットを利用した公表義務のみに見直されることと認識しております。</p> <p>○ 当社においては、接続会計報告書等以外にも、基礎的電気通信役務収支表及び電気通信事業会計規則第 18 条に規定されている財務諸表について、インターネットでの公表に加えて営業所その他の事業所に備え置いておりますが、近年閲覧に関係する問い合わせの実績がない点等を踏まえると、インターネットでの公表で必要かつ十分であると考えており、営業所に備え置く義務は廃止いただきたいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>		<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 基礎的電気通信役務制度及び電気通信事業会計制度における公表等の方法については、それぞれの公表の趣旨等を踏まえ、総務省において、必要に応じ見直しの要否について検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

以上